

外国人学校の幼保無償化に関する会長声明

- 1 子ども・子育て支援法が改正され、2019年（令和元年）10月1日から幼児教育・保育の無償化（以下、「幼保無償化」という。）が実施された。
幼保無償化の趣旨は、「全ての子どもが健やかに成長するように支援するもの」とであるとされる（子ども・子育て支援法2条2項）。
- 2 しかし、国は、「各種学校」認可を受けた外国人学校に附属する幼保施設を無償化の対象から除外している。
平成30年5月時点の文部科学省の都道府県への調査によれば、各種学校の認可を受けた外国人学校（幼児教育段階相当）は全国で88校に及び（英語系31校、南米系12校、欧州系3校、中華系2校、朝鮮学校40校）、そこには多くの子どもたちが在籍している。
政府は、各種学校が幼保無償化の対象とならない理由として、①個別の教育に関する基準がなく、多種多様な教育を行っていること、②児童福祉法上の認可外保育施設にも該当しないこと、を挙げている。
- 3 そもそも幼保無償化の趣旨が、「全ての子どもが健やかに成長するよう支援するもの」である以上、「多種多様な教育が行われていること」を理由として無償化の対象から除外することは、許されない。特に、外国にルーツのある子どもたちが、外国人学校幼保施設において、自らのルーツの国の言語、文化に基づく幼児教育・保育を受けられる環境は子どもの権利条約30条の自己の文化を享有し、自己の言語を使用する権利の保障に資するものであり、特に保護されるべきである。
また、「多種多様な教育が行われていること」を理由に外国人学校の幼保施設を幼保無償化の対象から除外することは、憲法14条、自由権規約2条1項、社会権規約2条2項、人種差別撤廃条約2条1項、子どもの権利条約2条1項等が規定する差別的取扱いに該当するものである。
- 4 さらに、幼保無償化の財源は、消費税の税率10%化に伴う増税分とされている。各種学校の幼保施設に子どもを通わせている親も当然に消費税の負担をしているところ、その恩恵を受けられない不公平な状態が生じており、その是正が求められている。
- 5 以上の理由により、当会は、国に対し、外国人学校の幼保施設を幼保無償化制度の対象とすることを強く求めるものである。

2020年 8月 7日

茨城県弁護士会

会長 小沼 典彦